

## ○北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

令和2年3月30日

教委告示第6号

改正 令和2年12月28日教委告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ大会にアマチュア選手として出場する個人に対し、予算の範囲内において北本市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ大会 国際大会、全国大会又は地方大会をいう。

(2) 国際大会 オリンピック、パラリンピック又は日本スポーツ協会加盟団体若しくは日本オリンピック委員会加盟団体が加盟する国際競技団体その他北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める団体が主催する大会をいう。

(3) 全国大会 国、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体その他教育委員会が認める団体が主催又は後援する全国規模の大会をいう。

(4) 地方大会 国、地方公共団体、学校体育団体、日本高等学校野球連盟、日本スポーツ協会加盟団体又は日本オリンピック委員会加盟団体その他教育委員会が認める団体が主催又は後援する関東大会の規模以上の大会をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれか

に該当する者で、スポーツ大会の出場登録をしているもの（全国大会又は地方大会に出場する者にあつては、当該大会に係る予選又は標準記録を通過して出場するものに限る。）とする。

(1) 市内に在住し、在学し、又は在勤する者

(2) 北本市スポーツ協会、北本市レクリエーション協会又は北本市スポーツ少年団に加盟する団体に所属する者

(交付額)

第4条 奨励金の額は、次の表の左欄に掲げるスポーツ大会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	金額
海外で開催する国際大会	30,000円
国内で開催する国際大会	10,000円
全国大会	5,000円
地方大会	5,000円

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、当該奨励金に係るスポーツ大会が開催される日の前日までに北本市スポーツ大会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) スポーツ大会要綱又はこれに準ずる書類

(2) 予選成績表又はこれに準ずる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するとともに、北本市スポーツ大会出場奨励金（交付・不交付）決定通知書（様

式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者は、当該奨励金の交付に係るスポーツ大会が終了した日から起算して60日以内に、北本市スポーツ大会出場奨励金実績報告書(様式第3号)に当該スポーツ大会における自身の成績がわかる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、北本市スポーツ大会出場奨励金額確定通知書(様式第4号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(奨励金の請求等)

第9条 前条の規定により奨励金の額の確定の通知を受けた者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、北本市スポーツ大会出場奨励金交付請求書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 教育委員会は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 教育委員会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて北本市スポーツ大会出場奨励金返還通知書（様式第6号）によりその返還を命ずるものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱（平成31年告示第52号。以下「旧要綱」という。）第5条の規定によりされている交付の申請は、この告示第5条の規定によりされた交付の申請とみなす。

3 この告示の施行の日前に旧要綱第6条の規定によりされた交付の決定は、この告示第6条の規定によりされた交付の決定とみなす。

附 則（令和2年教委告示第22号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

北本市スポーツ大会出場奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）北本市教育委員会

住 所  
氏 名  
連絡先  
（代筆者）

北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり奨励金の交付を申請します。

記

大会名称	
大会主催者・後援者	
大会期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
大会会場	
奨励金の額	<input type="checkbox"/> 30,000円 【海外で開催する国際大会】
該当する□内に✓印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 10,000円 【国内で開催する国際大会】
	<input type="checkbox"/> 5,000円 【全国大会・地方大会】
出場競技・種目	
大会出場の経過	
学校名及び学年又は勤務先	
添付資料	<input type="checkbox"/> スポーツ大会要綱又はスポーツ大会要綱に準ずる書類
該当する□内に✓印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 予選成績表又は予選成績表に準ずる書類
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

※大会出場者が未成年の場合は、保護者が代筆してください。

様式第2号（第6条関係）

北本市スポーツ大会出場奨励金（交付・不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった奨励金の交付について、  
下記のとおり決定したので、北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第  
6条の規定により通知します。

記

1 交付

金額 円

2 不交付

理由

様式第3号（第7条関係）

北本市スポーツ大会出場奨励金実績報告書

年 月 日

（宛先）北本市教育委員会

住 所  
氏 名  
連絡先  
（代筆者）

北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第7条の規定により、大会が終了したので、下記のとおり報告します。

記

ふりがな 氏名	
大会名称	
大会期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
大会会場	
出場競技・種目	
記録・結果等	
大会成績・結果 のわかる書類	

※大会出場者が未成年の場合は、保護者が代筆してください。

様式第4号（第8条関係）

北本市スポーツ大会出場奨励金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市教育委員会 印

下記のとおり奨励金の額を確定したので、北本市スポーツ大会出場  
奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

金額 円



様式第5号（第9条関係）

北本市スポーツ大会出場奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）北本市教育委員会

住 所  
氏 名  
連絡先  
（代筆者）

北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金額 円

2 振込口座

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店					
預金種別	普通	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

※大会出場者が未成年の場合は、保護者が代筆してください。

様式第6号（第11条関係）

北本市スポーツ大会出場奨励金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市教育委員会 印

年 月 日付で交付した奨励金について、下記のとおり返還されたく、北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還すべき理由	
返還方法	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(令 2 教委告示 2 2 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(令 2 教委告示 2 2 ・ 一部改正)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

(令 2 教委告示 2 2 ・ 一部改正)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)